

議案第4号

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成30年6月5日提出

富津市長 高橋 恭 市

提案理由

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）が施行されたことに伴い、国民健康保険税の税率等の改定及び賦課方式の見直し並びに関係規定の整備を行うとともに、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第125号）が施行されたことに伴い、当該保険税の基礎課税額に係る課税限度額の引上げ、当該保険税の減額の対象となる所得金額の算定において被保険者等の数に乗すべき金額の引上げ等を行うため、条例の一部を改正するものである。

富津市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

富津市国民健康保険税条例（昭和46年富津市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、千葉県国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (2) 後期高齢者支援金等課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）
- (3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（千葉県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。）

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、「所得割額並びに」を「所得割額及び」に改め、「及び世帯別平等割額」を削り、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「（国保課税被保険者のうち介護保険法第

9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。) 」を削る。

第3条第1項中「100分の7.9」を「100分の6.6」に改める。

第5条中「28,000円」を「36,000円」に改める。

第5条の2を次のように改める。

第5条の2 削除

第5条の3中「100分の2.0」を「100分の2.2」に改める。

第6条中「100分の1.9」を「100分の2.0」に改める。

第11条各号列記以外の部分中「及びイ」を削り、「54万円」を「58万円」に、「ウ」を「イ」に、「エ」を「ウ」に改め、同条第1号ア中「19,600円」を「25,200円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第2号中「所属者」の次に「(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。) 」を加え、「27万円」を「27万5千円」に改め、同号ア中「14,000円」を「18,000円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとし、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改め、同号ア中「5,600円」を「7,200円」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、エをウとする。

第12条の2第2項中「を提出する国民健康保険税」を「の提出に当たり、国民健康保険税」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

第14条の2第2項ただし書を削り、同項第1号中「特定継続世帯以外の」を削り、「アからウ」を「ア及びイ」に改め、同号中イを削り、ウをイとし、同項第2号を削り、同項第3号中「特定継続世帯以外の」を削り、「アからウ」を「ア及びイ」に改め、同号イを削り、同号ウ中「第11条第3号ウ」を「第11条第3号イ」に改め、同号ウを同号イとし、同号を同項第2号とし、同項第4号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の富津市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税

については、なお従前の例による。